

FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年5月号

★認知症の危険性

4月号は、相続財産の総額を知るという内容でした。遺産の種類ごとの相続税評価額。いわゆる、遺産(相続財産)として、相続人が相続する際の価額をみてきました。3月号以前の記事では、相続人が確定し遺産を単純に相続するのか、限定承認又は相続放棄が適当(最善)なのかという基本的なガイドラインも解説してきましたが、今月号では、相続が開始する以前に家族でお話を進める際、注意しておかなければならない**認知症の危険性**について解説してみます。

★認知症の危険性とその対策★

皆さんもご存知のとおり、現在日本では高齢化が進んでおり、2025年には5人に1人は認知症を発症すると推定されています。家族が認知症と診断された場合、法律行為や契約行為が制限され、さまざまな問題が生じます。認知症になる以前の早めの対策が必要になります。

《家族が認知症と診断された場合の諸問題》

民法では、医師の診断書において認知症と診断された人は意思能力のない者として扱われます。その意思能力がない人の法律行為は「無効」、もしくは「取り消せる」こととなっています。

相続対策も法律行為に該当するため、医師の診断で認知症とされた人が行う相続対策等は無効として



扱われることとなります。具体的には、不動産に関する取引、預貯金の解約や引出し、生命保険への加入なども該当します。当然のことながら、生前贈与や遺言書の作成などもできなくなりますので、事実上、相続対策はできないこととなります。

《認知症とその対策》

被相続人が認知症と診断された場合、意思能力のない者として扱われますので、上記のように、贈与や遺言書の作成等、相続対策はできなくなります。被相続人名義の財産については、本人の承諾なしに手をつけることはできません。認知症を発症してからでは、もはや手遅れとなってしまいます。その対策として、『成年後見制度』及び『家族信託』の二つをご紹介します。

【成年後見制度による対策】

成年後見制度には、『任意後見制度』と『法定後見制度』があります。

『法定後見制度』

医師により認知症と診断された後に活用する制度です。

『任意後見制度』

法定後見制度と異なり、被後見人(父、母など)が自身の意思で後見人を選び、その後見人に財産の処分を託すことができます。



したがって、事前に任意後見制度を手当てしておけば相続対策が可能となります。任意後見制度を利用する場合、後見人と被後見人候補との間で「任意後見契約」を締結します。被後見人に認知症の症状が見られるようになると、後見人が財産管理・運用・処分をすることになります。

★任意後見制度の流れ

- 1 現在は元気なので何でも決められるが、将来認知症になったときのことが心配
判断能力に問題のない方のみ利用可能
- 2 信頼できる人（家族、友人、弁護士、司法書士等の専門家）と任意後見契約を締結
公証人役場で公正証書を作成
- 3 認知症の症状がみられるようになった
- 4 家庭裁判所に申し立て
家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人の仕事を監督する
- 5 任意後見人が任意後見契約で定められた仕事（財産の管理など）を行う

【家族信託(民事信託)による対策】

家族信託とは、親が元気なうちから子に財産の管理を任せる仕組みをいいます。元気なうちに(意思能力のある)信託契約を締結し財産の管理と処分を託します。

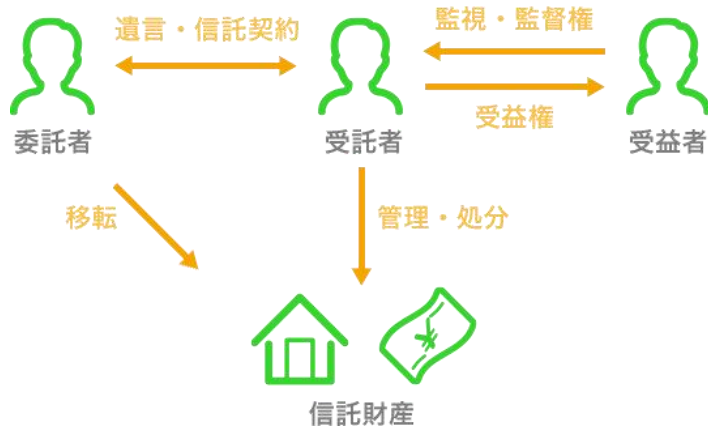
《家族信託3つの機能》

①委任契約の代用	元気なうちから財産の管理・処分を託す
②後見制度の代用	本人の意思能力低下後における財産の管理・処分を託す
③遺言の代用	本人死亡後の資産承継先を自由に指定できる

3つの機能を1つの信託契約で実現可能に

委託者	老親	財産の所有者で管理を託す人
受託者	子	託された財産の管理・処分を行う人
受益者	子	信託財産から経済的な利益をもらう人、信託財産の実質的なオーナー
信託財産	-	管理・処分を託した財産※（不動産、現金、非上場株式など）

※預貯金は金融機関において、実務的に対応できないので、払い戻して現金として信託することとなります。
上場株式や国債、投資信託等も金融機関の実務対応が未整備。



出典：家族信託普及協会

～相続相談における所感など～

今月号は、『成年後見制度』と『家族信託』の概要、いわゆる認知症による不利益を回避する方法を簡単に解説しましたが、6月号では《任意後見》と《法定後見》をもう少し詳しくみていきたいと思います。最近のご相談では、認知症に備えるためのご相談も増えてきています。複雑な事情により、任意後見 or 家族信託など、悩ましいことは多いですね。制度や法律を知らないことにより、不利益を被ることは極力避けたいですね。相続等で被る不利益は計り知れないものがあるように思います。

～今月の山便り～

今月の山便りは、可愛らしい出会いです。大峰山系では、鹿などの野生動物とよく遭遇します。大峰の鹿はまるまると太っていて、近よるとドンドンと音をたてて走って(跳ねて)逃げていきます。奈良公園にいる鹿と同じ種類なのかかわからないのですが、すごく美しく見えます。夜、山のなかで寝ていると、ツェルトのまわりを何かがうろつく気配を感じますが、自分は鹿だと信じています。木の枝を踏む音の重量感が鹿っぽい、と感じているだけなのですが、違ったら怖いのであまり考えないようにしています。この子はなにか人懐っこい感じでした。

